

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和4年1月28日

香美市監査委員	岡本 明弘
香美市監査委員	岩崎 昭雄
香美市監査委員	小松 紀夫

記

1 監査に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

建設課、建設課香北分室、建設課物部分室
(令和2年度及び3年度)

4 監査の実施場所・日程

香美市役所 監査委員事務局、香北支所、物部支所・令和4年1月17日～21日

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知されたい。

指摘事項

備品購入費及び緊急を要しない修繕料について、契約規則に沿った予定価格の決定及び見積書の徴取ができていないものが見受けられた。

契約規則及び管財課の示す手順に従い、適正に処理されたい。（建設課）

8 監査の意見

事業内容に沿わない契約書を使用しているケースが見られたので改善されたい。

以上